

アプリ定期預金特別金利キャンペーン

商品概要

2026 年 6 月 29 日現在

商品名	特別金利アプリ定期預金														
販売対象	「しののめ信金アプリ +」に口座を登録いただいているお客さま														
期間	1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年（単利型） 3 年、4 年、5 年（複利型）														
満期時の取扱	自動継続扱いとし、預入時に継続方法（元利金継続、元金継続）をご指定いただきます														
預入	預入方法／一括預入 預入金額／100 円以上、1 円単位														
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します														
利息	(1) 適用金利 固定金利														
	<table><tr><td>預入期間</td><td>1 ヶ月～ 3 ヶ月</td><td>6 ヶ月</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>4 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td>キャンペーン金利</td><td>年 0.50%</td><td>年 0.55%</td><td>年 0.70%</td><td>年 1.00%</td><td>年 1.05%</td><td>年 1.10%</td></tr></table>	預入期間	1 ヶ月～ 3 ヶ月	6 ヶ月	1 年	3 年	4 年	5 年	キャンペーン金利	年 0.50%	年 0.55%	年 0.70%	年 1.00%	年 1.05%	年 1.10%
	預入期間	1 ヶ月～ 3 ヶ月	6 ヶ月	1 年	3 年	4 年	5 年								
	キャンペーン金利	年 0.50%	年 0.55%	年 0.70%	年 1.00%	年 1.05%	年 1.10%								
	本キャンペーンの適用は 2026 年 6 月 29 日～2026 年 9 月 30 日までに「しののめ信金アプリ +」からお預入いただいた定期預金 が対象となります 預入時のキャンペーン利率は初回満期日まで適用されます 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します 金融情勢の変化等によりキャンペーン内容を変更・中止させていただく場合がございます														
	(2) 利払方法 満期日以後に一括して支払います														
	(3) 計算方法 (単利型) 利付単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 (複利型) 利付単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 ヶ月毎の複利計算														
	税金 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります ※ 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります														
	手数料 —														
	付加できる特約事項 総合口座担保定期預金は、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率）														
中途解約時の取扱 満期日前に解約する場合は、以下の解約利率を適用いたします (単利型) 預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解 約利息とともに支払います (複利型) 預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヶ月毎の複利計 算した期限前解約利息とともに支払います															
金利情報の入手方法 金利は当金庫公式ホームページまたは窓口へご照会ください															



しのめ信金金庫

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室（8時45分～17時、電話：0120-160-088）」にお申し出ください 紛争解決措置 群馬弁護士会（電話：027-234-9321）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）」、「全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です
その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 通帳、証書の発行はいたしません 契約内容は「しののめ信金アプリ+」よりご確認ください マル優の取扱ができません 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります

